

## **[事案 27-179] 配当金計算根拠等開示請求**

・平成 27 年 11 月 5 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

養老保険の設計書に記載されていた満期時積立配当金が、どのような計算式および変数を利用していたか、また経営としての承認状況について、説明を求めて申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、設計書における満期時積立配当金の計算については、保険会社の将来の経営方針に大きく影響するものであり、経営上の機密に属する事項であることから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。